

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第十号

鳥取縣地方勞働委員會の使用者委員一名が辞任したのでその補欠委員の任命を行いたいから縣内の使用者団体は委員候補者を次の手続により推薦せられたく勞働組合法施行令第二十一條により請求する。

昭和二十六年一月八日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

### 記

#### 一、推薦資格

鳥取縣の区域内のみに組織を有し主として勞働問題に關する事をその業務とするか又は業務の主要な部分として勞働問題を取り扱う使用者団体であること。

昭和二十六年一月八日  
外 月 曜日

本書ノ大キサハ認定規格A五判

#### 二、被推薦資格

勞働組合法第十九條第八項に該当する者及び公職追放令該当者以外の者であること。

なお委員になるについて国会法、国家公務員法等の兼職禁止の規定の制限を受ける。

#### 三、推薦候補者の数

二名程度とすること

#### 四、推薦期限

昭和二十六年一月十六日

#### 五、推薦方法

別記様式による推薦書を期限までに縣勞政課に提出すること

別記(推薦書様式)

年 月 日

(使用者団体) 住所  
名称

㊟

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武殿

鳥取縣地方労働委員会使用者委員(補欠)

候補者推薦について

労働組合法施行令第二十一條の規定により鳥取縣地方

労働委員会使用者委員(補欠)候補者として左の者を

推薦する。

氏名	生年 月日	住所	事業所 名称	地位	略歴	備考

註 記載欄中略歴についてはなるべく履歷書を添附されたい。

昭和二十六年一月八日印刷  
昭和二十六年一月八日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

発行所

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市